様式第6号の12　（裏面）

〔注意〕

1　「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の３の特例における事業協同組合等及び特定事業主をいうものであること。

2　③欄及び⑦欄には、当該事業協同組合又は特定事業主の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

3　④欄及び⑧欄には、当該事業協同組合等又は特定事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。

4　Ｂ欄には、この申請に係る特定事業主について記載すること。

5　⑥欄の（　）内には、この申請に係る特定事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。

6　事業協同組合等であることを示す書類（事業協同組合等に係る登記簿謄本の写し等）及び特定事業主が当該事業協同組合等に出資しており、雇用促進事業（法第45条の３第１項第３号に規定するものをいう。）に係る共同事業に参加していることを示す書類（組合員名簿等の写し）を添付すること。

7　⑨欄には、この申請に係る特定事業主が子会社特例（法第44条）、関係会社特例（法第45条）、関係子会社特例（法第45条の２）若しくは他の特定事業主特例（法第45条の３）の認定を受けている場合又はこれらの認定に係る子会社、関係会社、関係子会社若しくは特定事業主である場合には「有」に、そうでない場合には「無」に○を付けること。

8　⑩(ｲ)欄、⑪(ｲ)、(ﾛ)、(ﾎ)、(ﾍ)及び(ﾘ)欄、⑮(ｲ)欄並びに⑯(ｲ)、(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾙ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。

9　⑫欄、⑰(ﾊ)欄及び⑱(ﾊ)欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

9－2　⑪(ﾙ)欄及び⑯(ﾜ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。

①平成27年６月２日以降に雇い入れられた者であること

②平成27年６月２日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

10　⑩(ﾊ)欄、⑪(ﾜ)欄、⑮(ﾊ)欄及び⑯(ﾎ)、(ﾇ)、(ｶ)及び(ﾖ)欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

11　Ｆ欄については、当該事業協同組合等と当該特定事業主との関係について、Ｆ－１又はＦ－２のいずれかを選択して記入すること。

(1)　⑲欄については、当該事業協同組合等の受注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写し等）を添付すること。

(2)　⑳欄については、発注計画書を添付すること。

12　当該事業協同組合等の定款、規約等（当該事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて徴収に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあるもの）の写しを添付すること。

13　直近の６月１日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告（様式第６号）及びこの申請に係る特定事業主の障害者雇用状況報告（様式第６号）（常用労働者数が45.5人未満である場合、新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第６号の４(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者雇用状況報告（様式第６号の４(２)）に準じて作成した書面を添付すること。

14　法第45条の３第１項第３号の実施計画を添付すること。

15　所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定